

請負工事関係事故に関する緊急報告・提案を踏まえた取り組み状況紹介 〔建設労働災害防止安全管理講習会〕開催（奈良国道工事事務所）



11月に“請負工事関係事故に関する緊急報告・提案”を各事務所に送付し、それぞれの現場において、工事事故に対する適切な防止対策を講じ、施工における安全確保の一層の徹底を図るよう連絡をしていますが、事務所における取り組み事例として、奈良国道工事事務所の取り組み状況を紹介します。

奈良国道工事事務所では、毎年〔建設労働災害防止安全管理講習会〕を開催し、事務所発注工事の請負業者等に対して安全意識の高揚と、安全管理の徹底を図っており、今年は12月17日（木）に約150名の参加により講習会を開催しました。

講習では、「道路工事に伴う交通対策」「工事の安全管理」「安全は自己管理」「近畿地方建設局管内における労働災害」等の内容について、警察署、労基署等の外部講師も含めて貴重なお話を頂きました。

“請負工事関係事故に関する緊急報告・提案”に関しては、「近畿地方建設局管内における労働災害について」のテーマの中で、事務所より施工業者等に対して、説明・指導を行いました。特に道路工事等に関する現道上の事故については事務所管内においても多発している現状を踏まえ、各工事現場の施工条件、作業実態等に応じた安全対策の点検、徹底等を行うよう指導を行いました。

緊急報告・提案の中の再発防止対策については、既に日頃から各工事現場で実施されている項目も多く含んでいますが、実際に発生した事故の分析等から導き出された対策内容であることを十分に理解して、今一度、現場における安全対策の点検等を行うことが重要です。

除雪作業における事故防止について

これから、本格的な冬を迎えるにあたり、積雪地域では、除雪作業が行われることとなりますが、冬季には、路面凍結等により制動距離が長くなることや、一般車輛運転手の前方不注意等により、例年この時期に、除雪機械等と一般車輛が接触する等の事故が発生しています。

除雪作業における事故原因を分析すると、直接の原因は一般車輛運転手の前方不注意によるものですが、除雪機械が第三者から容易に視認できる保安施設の未設置及び、作業員等が保護具（安全チョッキ・ヘルメット等）をしていない場合や、交通整理員の未配置・誘導ミス等、工事側に配慮が足りなかったケースも見受けられます。

この様に、現道上における除雪作業においては、事前予告看板・規制標識の設置や、後尾警戒車を配置する等、第三者に対する視認性の増強等の安全対策が重要となります。

〔事務局だより〕



※ 近畿地方建設局 事故調査委員会 事務局

ニュースター“あんぜん”は、平成5年9月に第1号が発行されてから、12月号で第60号となりました。これまで約5年余りの間、いろいろな方々からの支援や、数々の情報提供もあり、発行を続けることができました。

事故の発生件数を見ると、第1号が発行された平成5年度は39件の事故が発生していますが、以後年々増加傾向を示し、平成9年度には60件発生しました。

今年度は、11月末現在で38件の事故が発生しており、相変わらず多い発生状況となっています。

各現場では事故防止のため、いろいろな対策に取り組まれていると思いますが、これから一般車輛が輻輳する年末・年始や、年度末における工事等の追込時期等になることから、それぞれの立場で何をすべきなのかを今一度考えてみるのもよいと思います。

今後も、安全かつ快適な工事環境を形成し、類似事故の再発防止に向けて、情報提供を行っていきますので、各事務所においても一層の事故防止対策に取り組んでいただくようお願い致します。

1 1月の事故情報（今年4件目の死亡事故発生!!）

発生日時	発生場所	事故の状況
11月10日 11:15	滋賀県	放水路建設工事において、現道（上・下2車線）から工事区域への出入口において、工事用車輛の出入りに伴い一般通行車及び歩道通行者の安全確保のため交通整理員3名により誘導を行っていた。工事用ダンプトラック（10 t）の進入に当たり、一般車2台を停車させたが、歩道寄りに走行してきた原付自転車が停車せずにダンプトラック左側面に接触した。なお、原付自転車の運転手は軽傷を負った。
11月11日 1:50	大阪府	舗装修繕工事における路側排水溝の修繕（透水性樹脂コンクリート打設）を行うため、夜間施工により片側2車線の内、走行車線を規制し、ユニック車（10 t）による骨材搬入を行っていた。 歩道上への荷下し時、上空を横断している高圧線（路面高 6.2 m：京阪電鉄）にユニック車のブーム先端が接近しすぎたためアウトリガー（路面接着部）でスパークし、京阪電鉄の高圧線を一時的に停電させた事故である。 〔物 損（京阪電鉄の高圧ケーブルの一時的な停電）〕
11月18日 15:00	和歌山県	道路維持作業における道路法面除草作業中、法面上方で草刈機を持った作業員が足を滑らせ転倒し、そのまま法面（勾配1:1.5・法長約6 m）を滑り落ち、途中で身の危険を感じ草刈機を手放したが、草刈機はエンジンが掛かったまま揺動しながら滑り落ち、法尻で集草作業を行っていた作業員の左足に刃の部分が当り、負傷したものである。 〔左足挫創、腓骨開放性骨折、総趾伸筋腱断裂 全治2ヶ月〕
11月20日 10:00	京都府	橋梁架替工事において、旧橋撤去に伴うコンクリート塊をダンプトラック（4 t）で搬出し、産廃処分地（砕石場）場内で計量を終え、後進状態で場内交差点を横切ろうとした時、坂路上方からブレーキ故障による砕石場所属の作業車（ダンプトラック10 t）が暴走し、コンクリート塊を積載したダンプトラックの右側面に衝突したため、運転手がフロントガラスを突き破り飛び出し死亡したものである。 〔死亡〕